

# 特別養護老人ホームやすらぎ園 料金表 (令和6年8月1日～)

★**保険適用利用料** ※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

①施設利用料 ユニット型個室

要介護区分	①利用料	②日常生活継続支援加算(Ⅱ)	③看護体制加算(Ⅰ)	④看護体制加算(Ⅱ)	⑤夜勤職員配置加算(Ⅳ)	⑥個別機能訓練加算(Ⅰ)	⑦栄養マネジメント強化加算	1日あたり利用料(①～⑦合計)		
								1割	2割	3割
要介護1	670	46	4	8	21	12	11	772	1,544	2,316
要介護2	740	46	4	8	21	12	11	842	1,684	2,526
要介護3	815	46	4	8	21	12	11	917	1,834	2,751
要介護4	886	46	4	8	21	12	11	988	1,976	2,964
要介護5	955	46	4	8	21	12	11	1,057	2,114	3,171

②加算

- ・個別機能訓練加算
  - 個別機能訓練加算(Ⅱ) 1月につき1割¥20、2割¥40、3割¥60
  - 個別機能訓練加算(Ⅲ) 1月につき1割¥20、2割¥40、3割¥60
- ・ADL維持等加算(Ⅰ・Ⅱのいずれか)
  - (1)ADL維持等加算(Ⅰ) 1月につき1割¥30、2割¥60、3割¥90
  - (2)ADL維持等加算(Ⅱ) 1月につき1割¥60、2割¥120、3割¥180
- ・若年性認知症入所者受入加算 1日につき1割¥120、2割¥240、3割¥360
- ・外泊時費用 1日につき1割¥246、2割¥492、3割¥738 病院等へ入院した場合及び居宅などへ外泊を認めた場合(月6日が限度)
- ・外泊時在宅サービス利用費用 1日につき1割¥560、2割¥1,120、3割¥1,680
- ・初期加算 1日につき1割¥30、2割¥60、3割¥90 入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様
- ・退所時栄養情報連携加算 1月につき1割¥70、2割¥140、3割¥210(1月につき1回を限度)
- ・再入所時栄養連携加算 1回限り1割¥200、2割¥400、3割¥600
- ・退所時等相談援助加算
  - (1)退所前訪問相談援助加算 1回につき1割¥460、2割¥920、3割¥1,380(入所中1回(又は2回)を限度)
  - (2)退所後訪問相談援助加算 1回につき1割¥460、2割¥920、3割¥1,380(退所後1回を限度)
  - (3)退所時相談援助加算 1回につき1割¥400、2割¥800、3割¥1,200(入所者1人につき1回を限度)
  - (4)退所前連携加算 1回につき1割¥500、2割¥1,000、3割¥1,500(入所者1人につき1回を限度)
  - (5)退所時情報提供加算 1回につき1割¥250、2割¥500、3割¥750(入所者1人につき1回を限度)
- ・協力医療機関連携加算
  - (1)協力医療機関連携加算 1月につき1割¥100、2割¥200、3割¥300 令和7年度より1月につき1割¥50、2割¥100、3割¥150
  - (2)協力医療機関連携加算 1月につき1割¥5、2割¥10、3割¥15
- ・経口移行加算 1日につき1割¥28、2割¥56、3割¥84
- ・経口維持加算
  - (1)経口維持加算(Ⅰ) 1月につき1割¥400、2割¥800、3割¥1,200
  - (2)経口維持加算(Ⅱ) 1月につき1割¥100、2割¥200、3割¥300
- ・口腔衛生管理加算Ⅱ 1月につき1割¥110、2割¥220、3割¥330
- ・療養食加算 1回につき1割¥6、2割¥12、3割¥18 (1日3回を限度)
- ・特別通院送迎加算 1月につき1割¥594、2割¥1,188、3割¥1,782
- ・看取り介護加算(Ⅰ)
  - ①死亡日以前31日以上45日以下 1日につき1割¥72、2割¥144、3割¥216
  - ②死亡日以前4日以上30日以下 1日につき1割¥144、2割¥288、3割¥432
  - ③死亡日の前日および前々日 1日につき1割¥680、2割¥1,360、3割¥2,040
  - ④死亡日 1日につき1割¥1,280、2割¥2,560、3割¥3,840
- ・在宅・入所相互利用加算 1日につき1割¥40、2割¥80、3割¥120
- ・認知症チームケア推進加算(Ⅱ) 1月につき1割¥120、2割¥240、3割¥360
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき1割¥200、2割¥400、3割¥600(入所後7日に限る)
- ・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ・Ⅱのいずれか)
  - (1)褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 1月につき1割¥3、2割¥6、3割¥9
  - (2)褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 1月につき1割¥13、2割¥26、3割¥39
- ・排せつ支援加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのいずれか)
  - (1)排せつ支援加算(Ⅰ) 1月につき1割¥10、2割¥20、3割¥30
  - (2)排せつ支援加算(Ⅱ) 1月につき1割¥15、2割¥30、3割¥45
  - (3)排せつ支援加算(Ⅲ) 1月につき1割¥20、2割¥40、3割¥60
- ・科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 1月につき1割¥50、2割¥100、3割¥150
- ・安全対策体制加算 入所時に1回限り 1割¥20、2割¥40、3割¥60
- ・新興感染症等施設療養費 1日につき1割¥240、2割¥480、3割¥720
- ・生産性向上推進体制加算
  - (1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ) 1月につき1割¥100、2割¥200、3割¥300
  - (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 1月につき1割¥10、2割¥20、3割¥30
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 + 所定単位×140/1000、2割 + 所定単位×140/1000×2、3割 + 所定単位×140/1000×3

注 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

★**保険外利用料**

段階	居住費	食費
第1段階 ・市町村民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・境界層該当者	¥880	¥300
第2段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 ・境界層該当者	¥880	¥390
第3段階① ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特例減額措置の適用がある者	¥1,370	¥650
第3段階② ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特例減額措置の適用がある者	¥1,370	¥1,360
第4段階(基準額) 上記のいずれにも該当しない方	¥2,066	¥1,445

※概算利用料(1割負担の場合) 処遇改善及び個別加算は含まれていませんので、実際とは異なります。

段階	介護度	施設費	居住費	食費	日常管理費	日数	概算利用料(30日として)
1	3	917	+ 880	+ 300	+ 100	× 30	65,910円
	4	988	+ 880	+ 300	+ 100	× 30	68,040円
	5	1,057	+ 880	+ 300	+ 100	× 30	70,110円
2	3	917	+ 880	+ 390	+ 100	× 30	68,610円
	4	988	+ 880	+ 390	+ 100	× 30	70,740円
	5	1,057	+ 880	+ 390	+ 100	× 30	72,810円
3①	3	917	+ 1,370	+ 650	+ 100	× 30	91,110円
	4	988	+ 1,370	+ 650	+ 100	× 30	93,240円
	5	1,057	+ 1,370	+ 650	+ 100	× 30	95,310円
3②	3	917	+ 1,370	+ 1,360	+ 100	× 30	112,410円
	4	988	+ 1,370	+ 1,360	+ 100	× 30	114,540円
	5	1,057	+ 1,370	+ 1,360	+ 100	× 30	116,610円
4	3	917	+ 2,006	+ 1,445	+ 100	× 30	134,040円
	4	988	+ 2,006	+ 1,445	+ 100	× 30	136,170円
	5	1,057	+ 2,006	+ 1,445	+ 100	× 30	138,240円

注 1. 食費と居住費は各段階に応じて上記の料金(日額費用)を負担していただきます。上記の所得段階は負担限度額の認定を受けての利用料となります。毎年所得を見直すための更新申請を行うため、段階が変更になる場合もありますのでご了承ください。

2. 入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費を徴収させていただきます。ただし、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は所得段階に関わらず基準額の負担となります。

★**その他の利用料**

・日常管理費 (日常生活費用立替支払等代行業務) 1日あたり	¥100
--------------------------------	------